

## 土づくり事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、畜産農家のふん尿たい肥を活用した機能的な土づくりの促進、安全性に配慮した農作物の供給を推進するため、予算で定める範囲内において土づくり事業補助金（以下、「補助金」という。）を交付することに関し、加古川市補助金等交付規則（昭和61年12月1日規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、範囲および補助率または額は、別表1に掲げるとおりとする。

### (補助金の交付の申請)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする者（以下、「補助申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に別表2に掲げる書類を添えて、作業を実施するまでに市長に提出しなければならない。

### (実績報告書の提出)

第4条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業完了後速やかに補助事業実績報告書（様式第2号）に別表3に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

### (補助金確定通知の省略)

第5条 市長は、規則第15条の規定により確定した補助金の額が交付決定額と同額であるときは、補助金確定通知を省略することができる。

### (補助金の請求)

第6条 補助事業者は、規則第17条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金請求書兼口座振替依頼書（様式第3号）を提出しなければならない。

### (補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和6年3月31日を以ってその効力を失う。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

補助金の種類	性質	事業費補助	
	目的	畜産農家のふん尿たい肥を活用した機能的な土づくりの促進、安全性に配慮した農作物の供給を推進する。	
補助金の範囲	対象となる者	市内の農業団体、集落営農組織、認定農業者及び認定新規就農者	
	対象となる経費	<b>【対象となる経費】</b> ・市内の畜産農家からの堆肥の購入及び散布費 ※ 10 a 当たり堆肥 1 ～ 3 t を、50 a 以上のほ場に施用すること。	<b>【対象とならない経費】</b> 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく環境保全型農業直接支払制度の「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用」の取組の対象となる農地は補助対象から除くこととする。
又は補助金の補助率	補助率	定額	
	補助金の額	1, 200 円 / 10 a を上限とする ※ 1 a 未満切り捨て	

別表 2 (第 3 条関係)

申請書 添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業計画書</li> <li>・ ほ場地図</li> <li>・ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類</li> </ul>
-------------	--

別表 3 (第 4 条関係)

実績報告書 添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業完了報告書</li> <li>・ 散布写真</li> <li>・ 堆肥代および散布費が確認できる領収書</li> <li>・ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類</li> </ul>
---------------	--